**第４　公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針**

本府が今後検討すべき課題である「公共施設等の長寿命化と予防保全型の維持管理体制の構築」と「施設総量の最適化・有効活用」に対応するため、建物（施設）については、以下の基本方針により、ファシリティマネジメントを推進していくこととする。

また、耐震化については「新・府有建築物耐震化実施方針」（平成28年８月(令和３年12月改訂)）、ユニバーサルデザインについては「大阪府ユニバーサルデザイン推進指針」（平成30年６月）、脱炭素については「ふちょう温室効果ガス削減アクションプラン（大阪府地球温暖化対策実行計画（事務事業編））」（令和３年３月（令和５年７月改定））により取り組むものとする。

■基本方針

**○　長寿命化**

・施設の長寿命化を推進し、維持・更新経費の軽減・平準化を図る。

・点検・劣化度調査等を行い、予防保全型の施設維持管理体制を構築し、府民の安全・安心の確保に努める。

**○　総量最適化・有効活用**

・新規施設整備を抑制し、将来の利用需要に応じた施設の有効活用や、総量の最適化を図る。

建物（施設）

なお、警察施設（交通安全施設）、府営住宅、都市基盤施設（インフラ）、環境農林水産施設、日本万国博覧会記念公園については、それぞれの個別施設計画に基づき取り組むこととする。

警察施設（交通安全施設）

（概要はP46参照）

「大阪府警察施設類型別計画」（平成28年９月）に基づく取組み

（取組方針）

◆長寿命化等

◎長寿命化の検討

・特殊な塗装を施したり、二重管仕様や鉄芯を混入する等、抜本的な材料や仕様等の見直しによる効果的な取組みを行う。

◎更新基準

・使用年数と点検結果を踏まえ、設置箇所による老朽化要素の軽重も勘案しながら、更新箇所を選定する。

・点検委託における点検内容を充実させるとともに、点検結果のランクの細分化を行うなど、点検委託契約の更新ごとに仕様書をより良いものへ変更し、点検の実効性の向上に努める。

◆総量最適化・有効活用

◎総量最適化に向けた取組方針

〈交通信号機〉

・１機の交通信号制御機で２交差点以上の制御が可能なところは、信号灯器連動化を検討し、制御機の削減を進める。

・LED化により視認性が向上するため、同一方向へ向けた灯器が複数あれば、LED化に合わせて削減を進める。

・道路交通環境の変化等により、必要性の低減した信号機の削減に努め、撤去のほか、再利用ができるものは移設を図る。

環境農林水産施設

都市基盤施設（インフラ）

府営住宅

〈道路標識〉

・更新については、都度の見直しを行い、安全性、視認性等も考慮し、可能なものは道路標示への変更や１本の柱へ標識板を集約する等の合理化を検討し、柱等の削減を進める。

・可変式及び灯火式道路標識については、反射式道路標識への変更を進める。

〈道路標示ほか〉

・更新については、道路交通環境の変化等により、必要性の低減したものは、撤去も含め検討する。

　　　　　　　　　（概要はP48参照）

「大阪府営住宅ストック総合活用計画」（令和３年12月改定）に基づく取組み

（基本的な考え方）

〇団地を３つに類型化して、適切に事業手法を選択し、ストックを有効活用。

Ａ.再編・整備　　Ｓ50年代以前の団地

Ｂ.機能・向上　　Ｓ60年代以降の団地で、住戸内の改善等が必要な団地

Ｃ.維持保全　　　Ｓ60年代以降の団地で、住戸内の改善等が必要ない団地

　〇再編・整備を通じて、「将来の管理戸数の適正化」、「まちづくり」、「良質なストック形成」に一体的に取り組む。

〇入居者の安心やコミュニティを支える取組みなど、ソフト面の施策を推進。

　　　　　　　　　　　　　　　（概要はP49参照）

「大阪府都市基盤施設長寿命化計画」（平成27年３月）に基づく取組み

（基本方針）

Ⅰ．効率的・効果的な維持管理の推進

・致命的な不具合を見逃さない

・予防保全をレベルアップする

・更新時期をしっかり見極める

Ⅱ.持続可能な維持管理の仕組みの構築

・人材の育成と確保、技術力向上と継承の仕組みを構築する

・地域が一体となった維持管理を実践する

・維持管理業務の改善を図る

（概要はP50参照）

「大阪府環境農林水産施設長寿命化計画」（令和４年３月改訂）に基づく取組み

（基本的な方針）

■長寿命化

○施設・設備の長寿命化を推進：府民の安全・安心の確保 ＋ 維持・更新経費の軽減、平準化の実現を図る。

○「事後保全」から「予防保全」の維持管理への転換

重大な損傷となる前に予防的補修等を実施し、施設の長期的な機能維持を実現するため、以下の点に着目し取組みを進める。

(1)点検・診断・評価の手法の充実：日常的、計画的な点検による不具合等の状態把握。データ蓄積による予防保全の効率的推進。

(2)施設特性に応じた維持管理手法の体系化：施設特性と管理形態に応じた維持管理手法を構築。

(3)重点化指標・優先順位の考え方：施設類型ごとに特性や重要度等を考慮し、点検・補修等の優先順位の設定。優先順位を判断する基準の設定。補修等の年次計画等を定めた「施設類型別維持補修・更新計画」の策定。

(4)日常的な維持管理の着実な実践：日常的な維持管理の実践による損傷等不具合の早期発見・早期対応。適切な施設利用、維持管理の継続による施設の長寿命化。

(5)人材の育成と確保、技術力の向上と継承：技術職員の人材育成および確保。技術力の向上と蓄積された技術の継承ができる仕組みづくりの構築。

■総量最適化

○施設が持つ機能及び役割の検証、維持・更新の必要性を精査し、施設廃止や管理者への譲渡等を進める。

（概要はP51参照）

「万博記念公園施設改修計画」（平成29年４月）に基づく取組み

（主な取組み）

○管理類型及び類型別管理方針の設定

計画策定にあたり、国土交通省都市局の「公園施設長寿命化計画策定指針」をもとに、管理類型を設定し、類型別に管理方針を設定。

○点検の実施

施設の状態や劣化の程度を確認するために点検（パトロール）を定期的に実施。点検により、常に状態を把握するとともに、各点検結果や補修等の履歴などの維持管理データの蓄積・傾向把握を行い、点検の充実や予防保全対策の拡充、補修・更新の最適化を図る。

日本万国博覧会記念公園

（１）建物（施設）

（１）－１　長寿命化

① 長寿命化の実施方針

**１　長寿命化の推進（維持・更新経費の軽減・平準化）**

　・施設の更新時期については、築後70年以上を目標とする。

　・計画的な改修を実施し、施設の適切な維持管理に努める。

**２　予防保全型の維持管理体制の構築（府民の安全・安心の確保）**

・長寿命化にあたっては、これまでの事後保全型の維持管理体制から予防保全型の維持管理体制への転換を図る。

・適切な予防保全を行うため、点検・劣化度調査、日常点検等の結果を一元的に管理、分析、活用ができる総合的な施設管理システムを整備する。

・施設の点検・劣化度調査等から修繕実施を行うまでのサイクルを構築し、施設の長寿命化と府民の安全・安心の確保に努める。

② 長寿命化に向けた取組方針

（②－１　長寿命化の推進）

ア　長寿命化の推進

施設については、更新時期を概ね築後50年で検討しているものを20年以上延伸し築後70年以上を目標とする。

施設の長寿命化にあたっては、これまでの事後保全型の維持管理体制から予防保全型の維持管理体制へ転換することで施設の安全・安心を確保するとともに、施設の長寿命化を図り維持・更新経費の軽減・平準化、トータルコストの縮減を目指す。

イ　計画的な改修の実施

計画的な改修を実施するにあたり、適切な時期に適切な工事を行う判断として、　概ね３年間で、一定規模以上の施設の点検・劣化度調査等を実施し、その結果に基づき中長期保全計画（ⅴ）及び修繕実施計画（ⅵ）を策定する。

その際、施設の耐用年数の見通しについても、併せて検討し、特に築後70年を経過している施設は、耐震改修やこれまで行われた修繕実績など施設の状況を踏まえ、更なる長寿命化が可能かどうかを検討する。

併せて、築後概ね25年、50年を目処に、施設需要を踏まえた大規模改修の実施を検討する。具体的には、築後25年目の大規模改修を検討する際、施設の将来的な必要性や適正規模の点検を行い、築後50年目の施設については、後述の「（１）－２　総量最適化・有効活用」の「②ア　築後50年目の施設の活用方針の検討」による点検を行い、将来的な活用方針を検討する。

ウ　更新にあたっての検討

点検・劣化度調査等を実施する中で、主要構造部のコンクリートの強度や中性化　の進行を確認した結果において劣化が著しい場合や物理的な狭隘の度合が著しく高い場合など、通常の維持・修繕を加えても安全性や府民サービスを確保できない状態で、他の施設への集約化や有効活用等の代替策がない場合に限り、築後70年に満たない場合でも更新を検討する。

なお、更新にあたっては、長寿命化対策として、計画の段階から、更新後の維持管理の簡便さやライフサイクルコストの検証、間仕切りの変更や用途転用しやすい構造体・内装を計画する「スケルトン・インフィル」の視点を踏まえる。

また、現状の規模をそのまま更新するのではなく、規模の適正化、他施設への集約化などを十分に検討する。

エ　民間手法の活用、新たな技術の導入

更新、改修にあたっては、PPP/PFI等民間手法の積極的な活用を検討する。具体的には、更新の際におけるPFI等民間手法の導入や、改修の際のESCO事業導入の可能性を検討し、コスト縮減を図る。

また、新技術の導入や新たな知見を積極的に検討し、管理の効率化に努める。

オ　長寿命化対策に有効な技術の研鑽

限られた財源を有効に活用し、効果的に維持管理を行っていくためには、長寿命　化対策に有効な技術を研鑽していく必要がある。

このため、長寿命化対策に有効な新たな技術を確認するための改修を行うことを検討するとともに、計画的に行われた改修等についても、改修後にその有効性などを検証し、効果的な維持管理を推進していく。

（②－２　予防保全型の維持管理体制の構築）

ア　計画的・効率的な維持管理体制の構築（点検・劣化度調査等の実施）

府民の安全・安心の確保を図るため、一定規模以上の施設については、建築基準　法第12条に規定する法定点検の活用に加え、法定点検では補足できない設備等の劣化状況について劣化度調査及び施設管理者による日常点検を実施し、施設の状態を把握する。これらの取組みを積極的に進め、施設の適切な機能保持を図り、突発的に生じる恐れのある事故を予防する。

また、施設管理者による日常点検実施にあたっては、点検ポイントや判断基準な　どをまとめた点検マニュアルの整備、点検技術研修の開催、相談窓口の開設等を行い、施設管理者の技術向上を図る。

併せて、施設の法定点検・劣化度調査、施設管理者による日常点検等で得たデータを概ね３年間で取りまとめ、一元的に管理、分析、活用ができる総合的な施設管理システムを整備し、計画的・効率的に保全を行うための維持管理体制を構築する。

イ　点検、劣化度調査等を踏まえた予防保全の実施

施設の点検・劣化度調査、施設管理者による日常点検等の結果を集約した施設管　理システムのデータ（施設の劣化状況）を踏まえ、中長期保全計画及び施設の運営や利用状況等を総合的に勘案した修繕実施計画を策定し予防保全を実施する。

また、予防保全の結果については、点検、劣化度調査の結果と同様に情報管理システムに集約し、今後の維持管理等に活用できるよう管理する。

ⅴ  中長期保全計画・・・個々の建物ごとに長寿命化の取組みの実行性を担保するため、中長期的視野にたった取組内容とスケジュールを定めた保全計画。

ⅵ  修繕実施計画・・・・個々の建物ごとに施設の運営や利用状況などを総合的に勘案し、向こう５年間で実施することが望ましい修繕工事について実施時期等の調整を図る計画。

（１）－２　総量最適化・有効活用

① 総量最適化・有効活用の実施方針

**１　新規施設整備の抑制**

・施設の新設は、原則行わない。（新たなニーズに対応する場合は、既存施設の有効活用、転用を検討し、これらができない場合は、新設、増設を検討する。）

**２　施設保有量の最適化（人口減少社会に対応した施設総量へ）**

・本格的な人口減少社会の到来に備え、少子高齢化の進展や児童生徒数の減少等、人口動態の変化による個々の施設の需要見込みを踏まえ、施設の減築、集約化、売却等により施設保有量の縮減を図り、次世代に継承可能な施設保有量を実現する。

・また、将来に大きな財政負担を残さないかたちで施設を維持更新していくため、未利用財産の売却・貸付による財源の確保に努める。

**３　既存施設の有効活用の推進（人口動態、社会環境変化への対応）**

・人口動態や社会環境の変化等による新たな行政ニーズを的確に捉え、既存施設の有効活用による多機能化、転用等を進め、より少ない投資で柔軟に対応する。

② 最適保有量の実現に向けたアプローチ

最適保有量の実現に向けて、施設の劣化（老朽）度、有効活用度を測り、将来の施設の活用方針を検討する。

今後10年間で約４割の施設が築後50年を迎えることから、その節目に大規模改修を検討する際には、改修により築後70年目まで現在の施設が使用可能かどうかという視点も踏まえて、劣化状況を点検するほか、施設の必要性から適正規模を点検するなど、多面的に施設調査を実施する。（「ア　築後50年目の施設の活用方針の検討」）

併せて、毎年度、施設が十分に活用されているかを点検し、有効活用方策を検討する。（「イ　評価指標による有効活用の検討」）

これら２つの点検により、総量最適化と有効活用に向けた取組みを促進する。

ア　築後50年目の施設の活用方針の検討

今後10年間で約４割の施設が築後50年を迎えるが、築後50年目を機に、劣化状況や必要性等の点検も詳細に行い、建替え、大規模改修による維持（長寿命化）、廃止（売却）等、将来的な活用方針を検討する。

その際、将来的な人口減少・人口構成の変化を見据え、行政が将来に亘って施設を保有する必要性・ニーズはあるか、国、他の公共団体や民間が同様のサービスを提供している分野では、本府が主体で行うべきサービスかどうか、国・市町村との連携も含めた広域的な視野での国公有財産の最適利用、施策との関連などを踏まえ、総合的に検討を行う。

また、建替えの検討については、再生（改修・設備更新等）により継続使用する場合と建て替える場合の費用を長期で試算の上、いずれが有利か検討する。併せて、建て替える場合は、PFI等民間手法の導入の可能性についても検討する。

【点検項目】

ⅰ）施設の劣化度を調査し、建物の安全性を点検

ⅱ）施設の有効活用度、必要性、適正規模の点検

ⅲ）建替え・修繕コストの点検

施設の劣化度

高

優

施設の有効活用度

低

劣

有効活用、転用、

統合（集約化）等

維持

　売却、統合（移転）　等

**（Ⅰ）**

**（Ⅱ）**

**（Ⅲ）**

**（Ⅳ）**

余剰地を

転用又は売却

経費節減効果を比較の上、選択

減築

建替え

経費節減効果を比較の上、選択

　　　上記点検を行い、次のいずれかの施設の活用方針を検討する。

　　　【施設の活用方針】

　　　（Ⅰ）・・・予防保全（大規模改修）を行い現状のまま維持する。

　　　（Ⅱ）・・・建替え又は活用度に応じ減築する。

　　　（Ⅲ）・・・予防保全を行い、資産の最適利活用に向け、転用、統合（集約化）する。

　　　（Ⅳ）・・・施設を廃止し、歳入確保に向け売却する。

イ　評価指標（ⅶ）による有効活用の検討（毎年度実施）

築後50年目の施設点検とは別に、毎年度、評価指標により有効活用度及び劣化度を点検し、有効活用方策等を検討した上で、その実現に向けた取組みを進める。

【評価指標による有効活用等の検討の流れ】

ⅰ）公共施設等の活用方法の仮設定

個々の施設について、総量最適化・有効活用を検討するため、上記の２つの評価指標により、「維持」「有効活用」「建替え」のいずれかに振り分ける。

ⅱ）総合的な活用方策の検討

「有効活用」を検討する施設については、利用率向上方策のほか、低利用スペースの転用や貸付などの有効活用方策を幅広く検討する。

「建替え」を検討する施設については、「ア　築後50年目の施設の活用方針の検討」と同様の点検をする。

評価指標により、施設の現状に対応するシナリオに振り分け

有効活用・建替えの検討対象施設について、施策との関連等を踏まえ、総合的に検討

有効活用に向けた取組み

取組結果の評価指標

への反映

毎年度点検実施

③ 歳入確保の取組み

将来に大きな財政負担を残さないかたちで施設を維持更新していくため、総量最適化・有効活用の取組みを進め、歳入確保を図る。

具体的には、総量最適化・有効活用の取組みにより生み出された未利用財産については、積極的に売却・貸付を進め、歳入確保に努める。

ⅶ評価指標・・・以下の２つの指標を一つの目安とする。

〔施設劣化度評価〕公共施設等の老朽度（築年数）を測る。

〔有効活用度評価〕「減損の兆候を判断する指標」により、施設の有効活用度を測る。

固定資産の「減損」とは、固定資産に現在期待される行政サービス提供能力が当該資産の取得時に比べて著しく減少し将来にわたりその回復が見込めない状態又は固定資産の将来の経済的便益が著しく減少した状態をいい、「減損の兆候を判断する指標」とは、固定資産に減損が生じている可能性を示す事象があるかどうかを確認するものである。

（１）－３　推進体制

① 施設関連データの一元管理

各施設に関する施設名や構造、建設年、延床面積などの基本情報のほか、法定点検　等の保全関連情報は財産活用課で一元的に集約する。

現在、大阪府公有財産台帳において、基本情報を電子データで一元管理しているが、保全関連情報については、各施設所管部局がそれぞれに必要な範囲で把握はするものの、全施設を計画管理に資することを目的に、情報管理するまでには至っていない。

今後は、保全関連情報に関しても、本府全体で統一的に電子データ化して把握することとし、財産活用課において基本情報と合わせて保全関連データについても一元的に集約する。なお、保全関連データの作成にあたっては技術的なサポートを必要とすることから公共建築室と連携する。また、集約したデータは、その妥当性について適宜検証しながら施設の計画的な管理に活用していくこととする。

財産活用課

施設所管部局

連携

・施設の利用実績

・点検・劣化調査結果

・中長期保全計画・修繕実施計画

データ一元管理

・長寿命化保全データ

・総量最適化・

有効活用関連データ

(減損指標など)

技術支援

保全関連データ作成に係る環境整備

・日常点検研修実施　　・点検マニュアル作成

・相談窓口設置　　　　・劣化度調査項目選定

・点検・調査水準等の検証　　　　　　　　　等

データ入力

支援

府営住宅（住宅まちづくり部）

インフラ（都市整備部、環境農林水産部

　　　　警察本部（※交通安全施設））

市場（環境農林水産部）

**（体制イメージ）**

② ファシリティマネジメント推進体制の構築

本方針の対象が本府の保有する全ての施設に及ぶことから、部局横断的な協議調整の場である｢ファシリティマネジメント推進会議｣（事務局：財産活用課）を設置し、全庁的にファシリティマネジメントの推進に取り組む。

財産活用課が、財政担当や行政改革担当、保全担当と連携しながら、施設の総量最適化・有効活用、長寿命化に向けた全庁調整など、財産の統一的・効率的なマネジメントを進める。

併せて、国、府内市町村と連携し、相互に情報共有を図ることにより、それぞれが管理する施設の余剰スペースの有効活用や、土地・建物の交換など、府域における国公有財産の最適利用を推進していく。

**事務局**

 **財産活用課**

・FM方針の策定・更新

・FMの進捗管理

・総量最適化・有効活用、長寿命化のマネジメント

財政担当

行政改革担当

保全担当

国（総務省・財務省）

府内市町村

**ファシリティマネジメント推進会議**

（部局横断的な協議・調整の場）

連携

連携

施設所管部局

・総量最適化・有効活用、長寿命化の実施

・施設類型別計画の策定・更新

（１）－４　経費の見込み等

① 経費の見込み及び会計区分

限られた財源の中で、公共施設等の維持管理・更新等に対応するためには、計画的な取組みが必要となる。このことから会計や施設類型（建物・インフラ）等で区分して、今後10年間にかかる経費を見込むこととする。

② 財源の確保

引続き、府有財産の売払いや有効活用をはじめ、「大阪府行政経営の取組み」における歳入確保など、あらゆる機会を捉えた歳入確保に努めるとともに、国庫補助金・国庫負担金や地方債、基金等を最大限活用することにより、一般財源の負担軽減を図る。

（１）－５　PDCAサイクル(ⅸ)の確立

ファシリティマネジメントを着実に推進するため、中長期保全計画に基づく長寿命化の取組状況及び総量最適化・有効活用の点検結果を評価・検証し、議会や府民への情報提供等を行いながら、適宜、必要な見直しを行うなど、PDCAサイクルを確立する。





ⅸ  PDCAサイクル・・事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。

Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の 4 段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。